

## 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和5年度)

施設 の 名 称	塩釜漁港の指定施設(物揚場、岸壁、護岸及び物揚場横泊地)
指 定 管 理 者 の 名 称	塩竈市観光物産協会
施 設 所 管 部 課 ( 室 )	水産林政部水産業基盤整備課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成29年4月 ~ 令和4年3月	指定管理	塩竈市観光物産協会	
令和4年4月 ~ 令和9年3月	指定管理	塩竈市観光物産協会	
年 月 ~ 年 月			

## 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	塩竈市観光物産協会
	所在地	塩竈市海岸通15-1
指 定 期 間	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	塩釜漁港の指定施設(物揚場、岸壁、護岸及び物揚場横泊地)	
所 在 地	塩竈市新浜町1丁目地先	
設 置 年 月	平成13年4月	
根 拠 条 例 等	漁港管理条例	
設 置 目 的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>
	構 造	
	内 容	(泊地)延長665メートル及び幅員25メートル
開 館 ( 所 ) 日	通年	
開 館 ( 所 ) 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数					
項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
開館(所)日数	366 日	365 日	366 日	100.0%	100.3%
延べ利用者数	79 隻	82 隻	79 隻	100.0%	96.3%

  

(2) 延べ利用者数の内訳					
項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
プレジャーボート係留	33 隻	40 隻	33 隻	100.0%	82.5%
漁船等係留	46 隻	42 隻	46 隻	100.0%	109.5%
	隻	隻	隻	-	-
	隻	隻	隻	-	-
	隻	隻	隻	-	-
合 計	79 隻	82 隻	79 隻	100.0%	96.3%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入 <span style="float: right;">(単位:千円、%)</span>					
項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
県指定管理料	1,211	1,244	1,053	87.0%	84.6%
利用料金収入				-	-
その他	703	610	702	99.9%	115.1%
収入計 (a)	1,914	1,854	1,755	91.7%	94.7%

  

(2) 支出					
項 目	事業計画	実 績		対計画比	対前年度比
				(C)/(A)	(C)/(B)
人件費				-	-
施設管理費	1,914	1,152	1,064	55.6%	92.4%
事業運営費				-	-
その他				-	-
支出計 (b)	1,914	1,152	1,064	55.6%	92.4%

  

(3) 収支					
項 目	事業計画	実 績		対計画比	対前年度比
				(C)/(A)	(C)/(B)
収 支 (c)=(a)-(b)	0	702	691	-	98.4%
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

6. 評価対象年度(令和5年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
				評価		評価	
①管理運営体制	厳正な巡回及び点検等の実施により、適正な漁港管理を行うことに努めた。		厳正な巡回及び点検の実施により、適正な漁港管理を行うことができ、塩釜漁港の保全・秩序維持の確保ができた。次年度の引き続き巡回及び点検を行いながら、漁港の利用者数の促進、利用者に対するサービス及び満足度の向上に努めたい。		A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
人員体制	正規	4人	非正規	1人			
②施設・設備の維持管理業務の実施	定期的な清掃を行い、利用者が快く使用できる環境を整えることに努めた。また、各組合と定期的に連絡を取り合い情報の共有を図るなど、施設の管理業務を効率的に行うことに努めた。		パトロールの際にゴミ拾いや草刈り等定期的な清掃を行い、利用者が快く使用できる環境を整えることができた。		A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	各組合と連携及び協力し合いながら、日中及び夜間パトロール、清掃活動を実施した。次年度以降も引き続き取り組んでいきたい		各組合と連携及び協力し合いながら、日中及び夜間パトロール、清掃活動を実施してきた。次年度も引き続き取り組んでいきたい。		A	関係書類の管理に一部改善を要する箇所が見られるが、概ね正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
④自主事業の実施							
⑤利用者サービスの向上	利用者サービスの向上に向け、定期的に漁港の見回りを実施し、利用者より意見の聞き取り等を実施するように努めた。		見回り時や報告の際に要望などがないか聞き取りにて調査した。		A	定期的な見回りや利用者への意見の聞き取り等、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	利用者より苦情や要望はなかった		利用者より苦情や要望などがないかを聞き取りにて調査した。		A	窓口対応等、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応出来る体制を整えていたと認められる。	A
⑦安全対策	漁港などの巡回・点検を徹底した。巡回は職員や組合員などの2名で行い、破損箇所等の早期発見や見落としがないよう実施した。また緊急時に備え、ヘルメットや救急箱等、災害時に必要な物を各船で装備するように声掛けを実施した。		緊急時に備え、ヘルメットや救急箱等、災害時に必要な物の各船での装備するように声掛けを実施することができた。次年度も、引き続き安全対策に向けて積極的に取り組んでいきたい。		A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A
⑧県民の平等利用	利用者から信頼される指定管理者として、自治法・その他の関係法令を遵守し施設の平等な利用者の確保に努めることができた。また、漁港利用希望者の申請を合理的な理由なく制限しないことを職員及び組合員に徹底することに努めた。		各組合と連携を取り合い、利用希望者からの問い合わせ等に対して素早い対応をとることができた。漁港利用希望者の申請を合理的な理由なく制限しないことを職員及び組合員に徹底したい。		A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	個人情報が含まれる書類等については、当事務所内の書庫(鍵付き)に保管し、同書類の外部持ち出しの禁止を徹底した。	個人情報が含まれる書類等については、当事務所内の書庫(鍵付き)に保管し、同書類の外部持ち出しの禁止を徹底した。次年度も個人情報に関する書類の取扱いには十分に注意を払いながら業務を行うことに努めたい。	A	現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。	A
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり。	利用者の増加に向け、利用者サービスの向上に努めたい。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり。	別会計で支出していた、人件費を計上することで適正な会計管理を行った。消耗品等については在庫を把握、節約することで経費の削減ができた。	A	必要十分な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
⑫その他の取組	地域住民・関係機関との連携し、本市の商業及び観光振興や漁港への集客や利用促進を目的として、カレイ釣り大会を企画していたが、カレイ漁獲量の減少により中止となった。	大会のルールを変更し、実施できるよう企画をする。	B	施設の利用促進に関する取組が十分なされていると認められる。	A
総合評価		各種組合等と連携・協力を図りながら効率的に指定管理業務を実施することができた。	A	現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	籬漁港と勤務場所との距離が遠く、トラブルの発見に時間を要してしまう	適正な施設管理がなされている。今後も指定管理者と意見交換など、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。